

令和4年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議 議事録

日時 令和5年2月7日（火）午後2時～午後3時40分

場所 豊田市役所 南庁舎7階南74委員会室

出席者（委員）※敬称略

杉本みさ紀（愛知県弁護士会）、川上明子（愛知県司法書士会）、  
近藤孝（愛知県社会福祉士会）、柴原弘明（豊田加茂医師会）、  
杉村龍也（JA 愛知厚生連 豊田厚生病院）、阪田征彦（豊田市地域自立支援協議会）、  
浦川岳夫（豊田市基幹包括支援センター）

出席者（設置要綱第8条第4項により会長が認めた者）

なし

欠席者（委員）

なし

オブザーバー ※敬称略

鈴木尚人（名古屋家庭裁判所岡崎支部 主任書記官）

事務局

【福祉部】柴田福祉部長、梅田社会福祉事務所長

【福祉総合相談課】大内課長、橋本副課長、加藤（良）担当長、安藤主任主査、杉浦  
主査、竹下主査

【地域包括ケア企画課】小林担当長、上山主査

【高齢福祉課】畦地担当長

【豊田市社会福祉協議会】鈴木地域福祉推進室室長、永井くらし応援課長  
八木センター長以下センター職員

傍聴者

なし

## 次第

- 1 開会・福祉部長挨拶
- 2 委員・オブザーバー紹介
- 3 令和4年度の協議会の進め方について
- 4 議事内容
  - (1) 令和5年度豊田市成年後見支援センター事業計画について（協議事項）
  - (2) 令和5年度とよた市民後見人養成講座について（報告事項）
  - (3) 豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて（協議事項）

## 議事録（要旨）

### 1 開会・福祉部長挨拶

#### 【福祉部 柴田部長】

- ・今年度3回目で、今年度最後の会議になる。
- ・豊田市では市長が「幸福寿命」を掲げており、本人の住み慣れた地域で本人の意思に基づいて安心、安全に暮らせるまちづくりを目指して施策を展開している。
- ・前回の意見を踏まえて中間見直しの最終案を作成したため、ご意見伺いたい。

### 2 委員・オブザーバー紹介

### 3 令和4年度の協議会の進め方について

（事務局より説明）

### 4 議事内容

- (1) 令和5年度豊田市成年後見支援センター事業計画について（協議事項）
  - (2) 令和5年度とよた市民後見人養成講座について（報告事項）
- （事務局より説明）

#### 【近藤会長】

- ・令和5年度市民後見人養成講座について、市民後見人を目指さない人が参加できる講座は具体的にどの講座か？

#### 【事務局（センター）】

- ・事前説明会は誰でも参加でき、基礎講座は権利擁護の勉強をしたい人を対象としているため、市民後見人を目指さない人も参加することができる。
- ・基礎講座を受けた人のうち、市民後見人を目指したい人が実務講座を受けてもらう。
- ・基礎講座から実務講座への移行については1年間の猶予期間を設けており、基礎講座を受けた人が1年後に実務講座を受けて、市民後見人を目指すことができる。

【杉村委員】

- ・令和5年度豊田市成年後見支援センター事業計画（案）について、出前講座は具体的にどこに行くことを計画しているのか？

【事務局（センター）】

- ・令和4年度は地域包括支援センターや自治区の会合に出向いて、制度の啓発活動を行ったため、来年度も同様の形で進めていく。
- ・ホームページで出前講座の募集を開始するので、これまで啓発活動ができていない団体や年齢層にも働きかけを行いたい。

【近藤会長】

- ・令和5年度豊田市成年後見センター事業計画案について承認の挙手をお願いする。  
（委員全員挙手：令和5年度豊田市成年後見センター事業計画案に関する承認）

（3）豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直しについて（協議事項）

（事務局より説明）

【柴原委員】

- ・当事者団体の意見（本資料P6）のうち、障がい者計画推進懇話会の「重度の障がいのある人への意思決定支援」は重要な意見である。  
この意見を中間見直し（案）にも反映しているが、具体的にどのようなことを考えているか教えていただきたい。

【事務局（市）】

- ・計画に位置付けられた取組であり、今後3年間でしっかり考えていきたい。
- ・現段階で1つ考えていることとして、家族がこれまで積み上げてきた本人との接し方や本人のサインを教えていただき、支援者にフィードバックしていく。
- ・その他、ACPを含めた意思決定支援の必要性を周知する活動を関係部署と連携して進めていく。

【川上委員】

- ・豊田市地域生活意思決定支援事業について、前回の会議の意見を反映していただき、司法書士が監督人として関与することができた。
- ・今後の件数の増加を見越して、個別の事案だけでなく、仕組みづくりに司法書士が関与していくことをお願いしたい。

【事務局（市）】

- ・リーガルサポート愛知支部から声をかけていただき、豊田市地域生活意思決定支援事業の勉強会、意見交換を先日開催した。  
リーガルサポートで行われている会員同士の金銭管理のチェックの仕組みなど、

培われたノウハウや手法、知見を組み込んでいくことが重要と考えている。  
いただいた意見を前向きに受け止めて、次年度以降の取組や仕組みの検討を進めていきたい。

#### 【杉本副会長】

- ・重点取組1（身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備）について、身寄りのない方への支援あり方検討部会で検討してきたところである。  
身寄りのない人に対する意識が豊田市は他の市と比べて進んでおり、この気運が上がってきたところで何とか形にしたいと思っている。
- ・例えば、江南厚生病院が中心となって作成した「身寄りがない人で意思決定が困難な人への支援に関する地域医療機関ガイドライン（以下、「江南厚生病院ガイドライン」）」がある。  
江南厚生病院ガイドラインを参考に、豊田市版ガイドラインを作れないか考えているところである。  
大きな病院が1つの江南市と違って、豊田市は総合病院が3つ、精神科病院が4つあるので、これらの病院を中心としたガイドラインを来年度作り上げていきたいという希望を持っている。

#### 【事務局（福祉総合相談課）】

- ・一緒に作り上げていきたいというメッセージで大変ありがたいと思う。
- ・江南厚生病院ガイドラインについては、身寄りがない人が入退院するときの支援のガイドラインで、判断能力がある場合、判断能力がなくて成年後見制度を利用している場合、判断能力がなくて成年後見制度を利用していない場合に場合分けしている。  
さらに、金銭管理、身の回り品や衣類の準備に項目分けして、どのような支援が使えるかや関係機関と協力しながらやっていくことが書いてある。
- ・ガイドラインは一つの案として伺うが、項目分けや場合分けをしながら関係機関が協力するための形を残すことは、多くの関係者の意見と一致するところと考えており、アウトプットとして出せるものを今後考えていく。  
一方で、行政だけできるものでもないし、病院や医療機関だけでもできるものではないため、各々ができることを出し合って、前向きに取り組んでいきたい。

#### 【杉村委員】

- ・江南厚生病院がある地域は、江南厚生病院が大きな病院として1つで、周りに中規模病院が集まる地域のため、江南厚生病院が主導権をとれる体制で、会議の方針が進みやすかったと思う。  
医療機関は民間企業であるため、身寄りがない人だけではなく、一般的に困っ

た人、例えば暴力行為に及ぶ人があると、排除の方向に思想が進むことをつい最近実感しており、排除させないためにどうしたらいいかというところが、仕組みづくりに繋がっていくと思う。

医療機関に限らず、民間企業になると職員の身を守ることも優先事項として当然考える必要があり、何かしらの確約や指針のような拠り所を共有化できるといいと非常によく感じた。

病院の経営方針に違うことや経営破綻するような仕組みではやれないので、身寄りのない人の命に係わる部分で公益性の面を含めて考えると、行政機関と一緒にというスタンスでないと作れないと思っている。

江南厚生病院ガイドラインを見ても行政と一緒に考えられており、行政ができる範囲と病院ができる範囲をお互いが共有できて、足りない部分をどうしていくかを部会で話し合っていると良いと思う。

#### 【杉本副会長】

- ・先ほど提示した7つの病院に各々特徴があり、病院が得意なこと、家族にやってほしいことが各々違っている。

病院のやり方を統一するというよりも、各々の病院が共通して困っている部分に届くものができるといいのかなと思っている。

杉村委員のご発言にあった、難しい患者に対応しないといけないうきに、ガイドラインが心理的な支えになって、病院だけで孤立しないでオール豊田で支えているという形になっていくと非常にいいものになると思っている。

それでも足りない部分について、金銭的な面になるかもしれないが、行政が最後の最後を詰めていただけないかもしれないし、若干残るかもしれないし、それがゼロになるかもしれない。

#### 【阪田委員】

- ・重点取組1（身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備）は、病院だけではなく施設もいろいろ意見させてもらえればありがたいと思う。

- ・重点取組2（市民・多職種と連携した意思決定支援の普及）は、柴原委員のご発言にもあった重度障がい者の意思決定支援を自立支援協議会が中心になって研修のあり方を検討している。

職員の質の向上にあたって、権利擁護の視点から意思決定支援は外せない要因になっているので、事例を中心に本人の意思が尊重されているかを一昨年前から研修でやり始めている。

- ・重点取組5（高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり）は、疑問が解消されて非常にありがたいと思う。

虐待案件は特に施設の虐待が非常に増えていて、掘り始めたから増えてきて当然

だと思う。

虐待はどこでも絶対にあるので、虐待があることを前提の上で、研修を行うことによって虐待リスクが少なくなることを広めていきたいと思っている。

- ・懸案事項（新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討）は、私もヒアリングをさせていただいて、プロセスがすごく大事と思っている。

平成28年の社会福祉法の改正で社会福祉法人に公的な取組が義務づけられた流れの中で、法人後見の取組はすごく大事と思っている。

さらに利益相反の話があって、1つの法人ではできないことを社会福祉法人が連携をとってやっていく事業になるので、すごくいいことだと思っている。

今後課題がたくさんでてくると思うが、その課題を一緒に共有して初めて連携になると思う。

社会福祉協議会にもこの取組に関わってもらえると非常にいいと思っている。

- ・1つ質問になるが、懸案事項については次回の会議で検討状況を報告するということでよいのか？

#### 【事務局（市）】

- ・懸案事項は、各年度の取組指標は定めていない重要な取組という位置づけである。令和5年度から3年以内に何かしらの形を目指していくため、取組の検討状況を会議の場で共有して、取組の方向性を決めていく取組になる。

#### 【近藤会長】

- ・ガイドラインの作成について各委員の意見を伺いたい。

#### 【浦川委員】

- ・豊田市においても南部地域になると知立市や刈谷市など市外の病院に通う人や、北部地域になると岐阜県の病院や施設に通う人がいるため、豊田市の近隣市町も含めた形のガイドラインができるとありがたい。

#### 【杉村委員】

- ・医療機関中心で作成された江南厚生病院ガイドラインは、意思決定支援を含めたガイドラインになっており、周知徹底の面に課題がある。考え方を示すマニュアルや事例集のような形で作れると整理がしやすい。浦川委員の提案の場合、行政ができる範囲を含んだ内容になると自治体ごとに差が出てきてしまうと思う。
- ・後見人がついていない場合や身寄りがいない人の場合の手順くらいのガイドラインであれば、自治体間で大きく差がでないと思う。
- ・施設入所まで対象を広げていくと豊田市の独自性を考えていく必要はあると思う。
- ・ガイドラインを行政と病院が共有することで、行政が病院にお願いしたいことを明確に示すことができると思う。

- ・医療ソーシャルワーカーの有無によって病院の対応に違いがあるが、病院の役割や行政の役割を視覚化するもの、指標をつくることは悪いことではないと思う。

#### 【柴原委員】

- ・ガイドラインは敷居が高くなるので、規定のようなものがよい。
- ・豊田厚生病院だけではなく、トヨタ記念病院や足助病院など基幹病院に声掛けが必要という点についてご理解をお願いします。

#### 【川上委員】

- ・ガイドラインをぜひ作っていただきたいと思う。
- ・豊田厚生病院を例に挙げると、今までは夜中の救急搬送の付き添いが必要であったが、最近は電話での対応や次の日での対応に変わってきている。
- ・そのような対応が文章になって、他の自治体や病院への波及していくと後見人として活動しやすくなる。

#### 【事務局（市）】

- ・柴原委員のご指摘のように、ガイドラインとなると、ルールが決まっていて全ての病院に共通するものと捉えられてしまうため、もう少し受け入れやすいものとして検討が必要と考えている。
- ・杉村委員のご指摘のように、病院の共通項や最低限の役割、行政のできる範囲とできない範囲を何らかの形で整理することがあり得ると思っている。
- ・病院や施設、また施設においても高齢者と障がい者と様々あるため、部会の中で検討していくことが必要で、課題が解消されて部会がなくなるというところを目指していく。

#### 【阪田委員】

- ・懸案事項（新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討）について、社会福祉法人の連携を進めるために、行政に協力していただきたいことが3つある。
- ・1つ目は、法人後見に取り組んでいる団体である「愛知県知的障害児者生活サポート協会」との意見交換に同席をお願いしたい。  
「愛知県知的障害児者生活サポート協会」は知的障がい児関係の団体で、法人内の利用者の後見人を別法人がなることで、利益相反関係を回避している。
- ・2つ目は、令和4年度から施行された社会福祉法人連携推進法人の活用可能性を検討してほしい。
- ・3つ目は、法人の幹部への働きかけを行政の幹部にお願いしたい

#### 【事務局（福祉総合相談課）】

- ・1つ目、2つ目ともに計画を進める上で重要な取組であるため、ぜひ進めていきたい。
- ・3つ目は、行政として必要性を述べていくことが重要である。

【杉本副会長】

- ・現場では非常に危機感を感じている。
- ・身寄りのない人の問題に今着手しないと、悪い考えをもった人達にお金を持っていかれてしまう可能性がある。
- ・行政の幹部におかれましては、現場の職員の感性を信じて柔軟に組織を変えていく、あるいは新しく踏み出していくことが喫緊の課題だと思う。

【浦川委員】

- ・社会福祉法人の連携については大変いいことであるが、社会福祉法人の職員が高齢者の支援で手一杯の状況があり、兼務となると職員の負担感も増すと思う。
- ・連携の際には専用の職員を配置することが必要というイメージを持っている。

【杉本副会長】

- ・重点取組6（消費生活センターとの連携策の構築）は、消費生活センターの意識との乖離もあり、拙速に構築しない方が最終的にうまくいく場合もあるため、上手に進めていただきたい

【事務局（福祉総合相談課）】

- ・社会福祉法人との連携について、職員の負担という課題と兼務できると良いという法人の意見を踏まえて、どんなやり方ができるかを考えていく必要がある。
- ・消費生活センターとの取組は、今後3年間の中で丁寧にスピード感や考え方を共有しながらやっていくことが重要とのご指摘で、その方向性で進めていきたい。

【事務局（部長）】

- ・社会福祉法人との連携を進める際には、部の幹部や必要に応じて市長も含めて、協力していきたい。
- ・一方、施策の優先順位があるため、福祉全体のバランスを見て、優先順位が高いものから順番に積極的に参画していきたい
- ・身寄りのない人に対する民間の取組については、改めてご意見を伺いたい。

【近藤会長】

- ・豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直し案について、承認の挙手をお願いする。  
(委員6名挙手（柴原委員途中退席）：豊田市成年後見制度利用促進計画中間見直し案に関する承認)

【家庭裁判所岡崎支部】

- ・今年度会議に参加して多くのことを共有できたため、来年度も会議に参加させていただきたい。